

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第29号

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 土砂基準（第4条）</u></p> <p><u>第3章 盛土等の許可の申請等（第5条—第13条）</u></p> <p><u>第4章 盛土等の許可を受けた者の届出、報告等（第14条—第25条）</u></p> <p><u>第5章 盛土等に同意をした土地の所有者の盛土等の状況の確認（第26条）</u></p> <p><u>第6章 土砂等搬入禁止区域の指定の公示（第27条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第28条—第30条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>静岡県盛土等の規制に関する条例</u>（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第2条第4号の規則で定める処理）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><u>第2章 土砂基準</u></p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p><u>第3章 盛土等の許可の申請等</u></p> <p><u>（盛土等の許可の適用除外）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>条例第9条第2号の規則で定める者</u></p>	<p><u>静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例</u>（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第2条第4号の規則で定める処理）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><u>（土石基準）</u></p> <p><b>第4条</b> （略）</p>

は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社
- (12) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上の措置を講ずることができるものとして知事が別に定めるもの

2 条例第9条第6号に規定する規則で定める盛土等は、次に掲げる盛土等とする。

- (1) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の認可を受けた施業案によって行う鉱物の掘採に伴う盛土等
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可に係る盛土等
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項の許可に係る盛土等

3 条例第9条第8号の規則で定める盛土等

は、次に掲げる盛土等とする。

- (1) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等
- (2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う盛土等
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う盛土等
- (4) ガラス、コンクリートその他これらに類する物を製造し、又は加工するための事業場内における当該物の原材料の堆積
- (5) 森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴う盛土等（当該林道又は作業路網の整備に係る事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うものに限る。）
- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業として行う盛土等

（盛土等の許可の申請書等）

**第6条** 条例第10条第1項及び第2項の申請書

は、盛土等許可申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 条例第10条第1項第12号及び同条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けようとする者（以下この条及び第10条において「申請

（盛土等の届出に係る届出書等）

**第5条** 条例第9条第1項の規定による届出

は、盛土等届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

- 2 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出をしようとする者の氏名及び住所（法人である場合にあつては、その名称、

者」という。)が法人である場合にあつては、その役員(条例第14条第1項第1号ウに規定する役員をいう。以下同じ。)の氏名、住所、生年月日及び役職名

(2) 申請者が未成年者(条例第14条第1項第1号クの未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名)

(3) 申請者に使用人(第10条に規定する使用人をいう。以下同じ。)がある場合にあつては、その者の氏名、住所、生年月日及び役職名

3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次の各号(条例第14条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、第14号から第19号までを除く。)に掲げる書類とする。

(1) 申請者の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものであつて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載のないものに限る。以下同じ。)(申請者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(2) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(3) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 盛土等を行う期間

(3) 盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画

3 条例第9条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (4) 申請者が条例第14条第1項第1号アからコまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (5) 盛土等区域及び盛土等の用に供する施設を設置する土地の区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図
- (6) 盛土等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
- (7) 盛土等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
- (8) 盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (9) 盛土等区域及び施設設置区域の流域図
- (10) 盛土等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (11) 盛土等区域の土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類（当該盛土等区域の土地の土壤が汚染されているおそれがないことが確認できるものに限る。）又は盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況についての調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの調査試料採取調書（様式第2号）及び当該調査の結果を証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）
- (12) 盛土等に用いられる土砂等の量を算定した計算書
- (13) 盛土等区域外に排出される水の水質の調

- (1) 盛土等区域及び盛土等の用に供する施設を設置する土地の区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図
- (2) 盛土等区域及び施設設置区域の計画平面図並びに盛土等又は切土を行う区域の造成計画平面図
- (3) 盛土等区域及び施設設置区域の盛土等又は切土を行う前後の地盤面を示した断面図
- (4) 条例第9条第1項第2号の規定による届出にあつては、次に掲げる書類  
ア 盛土等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し  
イ 条例第10条の盛土等の内容を周知させるための必要な措置を講じたことを証する書類

査を行うための施設の位置図及び構造図

(14) 盛土等区域及び施設設置区域の地盤調査の結果を記載した書類又はこれらの区域の地盤が地盤調査を行う必要がない状態にあることを証する書類

(15) 土質試験その他の調査又は試験に基づき盛土等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）をした場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書類

(16) 擁壁を設置する場合にあっては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 排水施設の構造図及びその排水量を算定した書類

(18) 沈砂池を設置する場合にあっては、当該沈砂池の構造図及び容量を算定した書類

(19) 調整池を設置する場合にあっては、当該調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書類

(20) 盛土等の工事の順序を明らかにした書類

(21) 盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書類

(22) 盛土等に要する経費に係る資金調達計画書（様式第3号）及び次のアからウまでに掲げる書類

ア 申請者が個人である場合にあっては、直前3年の納付すべき所得税額及び納付済額を証する書類

イ 申請者が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類並びに納付すべき法人税額及び納付済額を証

する書類

ウ 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の盛土等に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

(23) 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第4号）

(24) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第11号の盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 次に掲げる方法

ア 次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分して行うこと。

<u>盛土等区域の面積</u>	<u>区域の数</u>
<u>0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満</u>	<u>2</u>
<u>0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満</u>	<u>3</u>
<u>1ヘクタール以上2ヘクタール未満</u>	<u>4</u>
<u>2ヘクタール以上3ヘクタール未満</u>	<u>5</u>
<u>3ヘクタール以上4ヘクタール未満</u>	<u>6</u>
<u>4ヘクタール以上5ヘクタール未満</u>	<u>7</u>
<u>5ヘクタール以上6ヘクタール未満</u>	<u>8</u>
<u>6ヘクタール以上7ヘクタール未満</u>	<u>9</u>
<u>7ヘクタール以上8ヘ</u>	<u>10</u>

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

クタール未満	
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

イ 試料の用に供される土砂等は、アの規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との中間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量とすること。

ウ イの規定により採取した土砂等は、アの規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料とすること。ただし、知事が認める場合にあつては、アの規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができる。

エ ウの規定により作成した試料について、別表第1の左欄に掲げる物質の種類ごとに知事が別に定める測定方法により同表中欄及び右欄に定める物質の量を測定すること。

(2) その他知事が認める方法

(盛土等区域の土地の所有者の同意の方法)

**第7条** 条例第11条の同意は、盛土等に係る土地使用同意書（様式第5号）によって得るものとする。

(周辺地域の住民への周知の方法)

**第8条** 条例第12条第1項及び第2項（これら

(周辺地域の住民への周知の方法)

**第6条** 条例第10条の盛土等の内容を周知させ

の規定を同条第4項において準用する場合を含む。次項から第5項までにおいて同じ。)の盛土等区域の周辺地域は、盛土等区域を含む自治会の区域及び盛土等区域の隣接地とする。

2 条例第12条第1項本文に規定する説明会は、条例第10条第1項若しくは第2項又は第15条第2項の申請書を提出する日の30日前までに開催しなければならない。

3 条例第12条第1項本文に規定する説明会の開催に当たっては、あらかじめ、盛土等区域の周辺地域の住民（以下単に「周辺地域の住民」という。）の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により、周辺地域の住民に開催の日時及び場所を周知させなければならない。

4 条例第12条第1項ただし書の規則で定める申請予定者の責めに帰することができない事由は、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

5 条例第12条第1項ただし書の規定により許可申請の内容を周辺地域の住民に周知させる申請予定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を周辺地域の住民に提供し、又は周辺地域の住民の見やすい場所に掲示するものとする。

(1) 条例第10条第1項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類

(2) 条例第10条第2項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類

るための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により講ずるものとする。

(1) 盛土等の内容についての説明会を開催すること。

(2) 盛土等の内容を記載した書面を、当該盛土等区域の周辺地域の住民に配布すること。

(3) 盛土等の内容を当該盛土等区域又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

(3) 条例第15条第2項の申請書を提出しようとする場合 同項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を記載した書類

6 条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の書類は、説明会開催結果等報告書（様式第6号）によるものとする。

（条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例）

**第9条** 条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令又は条例とする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(6) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(9) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

(10) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

(11) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(12) 振動規制法（昭和51年法律第64号）

(13) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）

(14) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

(15) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

(16) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(17) 土壌汚染対策法

(18) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）

(19) 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）

(20) 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）

(21) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）

(22) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）

(23) 他の地方公共団体が定める盛土等の規制に関する条例

（条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人）

**第10条** 条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（構造基準）

**第11条** 条例第14条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、条例第10条第1項の規定による申請に係る盛土等にあつては別表第2に定めるとおりとし、同条第2項の規定による申請に係る盛土等（以下「一時堆積」という。）にあつては別表第3に定めるとおりとする。

(条例第14条第2項に規定する規則で定める行為)

**第12条** 条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を要する行為
- (2) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を要する行為
- (3) 地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
- (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する行為
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可を要する行為
- (7) 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可を要する行為

(変更の許可の申請又は届出)

**第13条** 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所（同条の許可を受けた者が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の名、住所若しくは役職名）の変更
- (2) 条例第9条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の名、住所若しくは役職名）の変更
- (3) 条例第9条の許可を受けた者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所

(変更の届出)

**第7条** 条例第11条第1項の規定による届出は、盛土等変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。

**2** 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による届出をした者の氏名又は住所（同項の規定による届出をした者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 盛土等の目的の変更
- (3) 盛土等区域の位置の変更
- (4) 盛土等区域の規模を3割を超えて増加する変更

又は役職名

- (4) 管理事務所の所在地の変更
- (5) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
- (6) 盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更
- (7) 盛土等を行う期間を短縮する変更
- (8) 盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画の変更（搬入される土砂等の種類の変更を除く。）
- (9) 盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の発生を防止するために設置した排水施設その他の施設の機能を高める構造の変更

2 条例第15条第2項の申請書は、盛土等変更許可申請書（様式第7号）によるものとする。

3 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、第6条第2項各号に掲げる事項とする。

4 条例第15条第3項の規則で定める書類は、第6条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

5 条例第15条第5項の規定による届出は、盛土等変更届出書（様式第8号）を提出して行うものとする。

#### 第4章 盛土等の許可を受けた者の届出、報告等

（盛土等区域の土地の所有者の変更の届出に係る届出書）

**第14条** 条例第17条前段の規定による届出は、盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知った日から1月以内に、盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、変更後の盛土

(5) 盛土等に用いられる土石の量を3割を超えて増加する変更

(6) 盛土等を行う期間を延長する変更

(7) 盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画の変更

等区域の土地の所有者が記載されている当該盛土等区域の土地の登記事項証明書及び盛土等に係る土地使用同意書（様式第10号）を添付するものとする。

3 条例第17条後段の規定による届出は、盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書（様式第11号）を提出して行うものとする。

（盛土等の着手の届出に係る届出書）

**第15条** 条例第18条の規定による届出は、盛土等着手届出書（様式第12号）を提出して行うものとする。

（土砂等の搬入の報告の方法）

**第16条** 条例第19条第1項の規定による土砂等（第3項に規定するものを除く。次項において同じ。）が発生した場所の確認は、当該土砂等が発生した場所ごとに、当該土砂等が発生させた者から土砂等発生元証明書（様式第13号（その1））の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規定による土砂等が土砂基準に適合することの確認は、知事が別に定めるところにより、当該土砂等が発生した場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第1の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める基準に係る調査の結果を記載した書類を確認することにより行わなければならない。

（盛土等の着手の届出に係る届出書）

**第8条** 条例第12条の規定による届出は、盛土等着手届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。

（土石の搬入の報告の方法）

**第9条** 条例第13条第1項の規定による土石が発生した場所の確認は、当該土石が発生した場所ごとに、当該土石が発生させた者から土石発生元証明書（様式第4号）の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による土石が土石基準に適合することの確認は、知事が別に定めるところにより、次に掲げる書類を確認することにより行わなければならない。

- (1) 知事が別に定めるところにより行った当該土石（再生土又は当該土石が発生した場所以外の場所において処理された改良土を除く。）が発生した場所の土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類
- (2) 知事が別に定めるところにより行った別表第1の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定め

3 条例第19条第1項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等が発生した場所以外の場所において処理された改良土に限る。次項において同じ。）が発生した場所の確認は、当該土砂等の製造者から土砂等発生元証明書（様式第13号（その2））の交付を受け、それを確認することにより行わなければならない。

4 条例第19条第1項の規定による土砂等が土砂基準に適合することの確認は、別表第1の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める基準に係る調査の結果を記載した書類を確認することにより行わなければならない。

5 条例第19条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂等の搬入前に、土砂等搬入報告書（様式第14号）を提出して行うものとする。

る基準に係る調査の結果を記載した書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）

(3) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第8条第1項の再生資源利用促進計画及び同条第4項の書面（当該再生資源利用促進計画に基づき搬出される土石を搬入しようとする場合に限る。）

(4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可に係る岩石採取場又は砂利採取場において採取された土石であることを証する書類（当該岩石採取場又は砂利採取場において採取された土石を搬入しようとする場合に限る。）

3 条例第13条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土石の搬入前に、土石搬入報告書（様式第5号）に第1項の土石発生元証明書及び前項の確認に係る書類を添付して行うものとする。

6 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土砂等発生元証明書（様式第13号）
- (2) 第2項又は第4項の確認に係る書類

（土砂等管理台帳）

**第17条** 条例第20条の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第15号）によるものとする。

2 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂等が発生した場所ごとの1日当たりの土砂等の搬入の量及び搬入のための車両の数
- (3) 一時堆積にあっては、1日当たりの土砂等の搬出の量及び搬出のための車両の数

3 条例第20条の土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月に係る前項第1号及び第2号（一時堆積にあっては、同項各号）に掲げる事項を記載しなければならない。

（盛土等に用いられた土砂等の量の報告の方法）

**第18条** 条例第21条の規定による報告（次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）は、盛土等に着手した日以後、毎年、10月末日までに4月から9月までの期間に用いられた土砂等の量について、4月末日までに前年10月から当年3月までの期間に用いられた土砂等の量について、土砂等使用量報告書（様式第16号）を提出して行うものとする。ただし、盛土等を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該完了し、又は廃止した日の属する期間に係る条例第21条の規定による報

4 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める場合においては、当該盛土等を完了し、廃止し、又は休止するまでの間、毎月、前項の土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表（様式第6号）を添付して行うことができる。

報告は、直近の報告後に用いられた土砂等の量について、条例第25条第1項の規定による届出と同時に、同様式を提出して行うものとする。

2 条例第21条の規定による報告（一時堆積に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、盛土等に着手した日以後、毎年、10月末日までに4月から9月までの期間に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、4月末日までに前年10月から当年3月までの期間に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号）を提出して行うものとする。ただし、盛土等を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該完了し、又は廃止した日の属する期間に係る条例第21条の規定による報告は、直近の報告後に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量について、条例第25条第1項の規定による届出と同時に、同様式を提出して行うものとする。

（水質の調査及び報告の方法）

**第19条** 条例第22条第1項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、別表第4の左欄に掲げる物質の種類のうち、1，4－ジオキサン及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）以外のものにあつては地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「地下水測定方法」という。）により、1，4－ジオキサンにあつては水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法（以下「付表8方法」という。）により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン

（水質の調査及び報告の方法）

**第10条** 条例第14条第1項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、別表第2の左欄に掲げる物質の種類のうち、1，4－ジオキサン及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）以外のものにあつては地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める性（平成15年環境省告示第17号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「地下水測定方法」という。）により、1，4－ジオキサンにあつては水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法（以下「付表8方法」という。）によ

類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「ダイオキシン類測定方法」という。）により行うものとする。

2 条例第22条第2項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等を完了し、又は廃止した後遅滞なく、別表第4の左欄に掲げる物質の種類のうち、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類以外のものにあつては地下水測定方法により、1, 4-ジオキサンにあつては付表8方法により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類測定方法により行うものとする。

3 条例第22条第1項又は第2項の規定による盛土等区域外に排出される水の水質の調査の結果の報告は、当該水質の調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書（様式第18号）を提出して行うものとする。

4 （略）

（土壌汚染の状況の調査及び報告の方法）

**第20条** 条例第22条第1項の盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、第6条第4項第1号又は第2号に掲げる方法により行うものとする。

2 条例第22条第2項の盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査は、盛土等を完了し、又は廃止した後遅滞なく、第6条第4項第1号又は第2号に掲げる方法により行うものとする。

3 条例第22条第1項又は第2項の規定による盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査の結果の報告は、当該土壌汚染の状況の調

り、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表測定方法の欄に掲げる方法（以下「ダイオキシン類測定方法」という。）により行うものとする。

2 条例第14条第2項の盛土等区域外に排出される水の水質の調査は、盛土等を完了し、廃止し、又は休止した後遅滞なく、別表第2の左欄に掲げる物質の種類のうち、1, 4-ジオキサン及びダイオキシン類以外のものにあつては地下水測定方法により、1, 4-ジオキサンにあつては付表8方法により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類測定方法により行うものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の規定による盛土等区域外に排出される水の水質の調査の結果の報告は、当該水質の調査の結果が判明した日から1月以内に、水質調査報告書（様式第7号）を提出して行うものとする。

4 （略）

（土壌汚染の状況の調査及び報告の方法）

**第11条** 条例第14条第1項の盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査は、盛土等に着手した日以後6月ごとに、知事が別に定める方法により行うものとする。

2 条例第14条第2項の盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査は、盛土等を完了し、廃止し、又は休止した後遅滞なく、知事が別に定める方法により行うものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の規定による盛土等区域の土地の土壌汚染の状況の調査の結果の報告は、当該土壌汚染の状況の調

査を行った日から1月以内に、土壤汚染状況調査報告書（様式第19号）を提出して行うものとする。

- 4 前項に規定する報告書には、当該調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの当該調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

（水質基準）

**第21条** 条例第22条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第4の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

（標識の寸法及び記載事項）

**第22条** 条例第23条第1項の標識の寸法は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上とするものとする。

- 2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、

査の結果が判明した日から1月以内に、土壤汚染状況調査報告書（様式第8号）を提出して行うものとする。

- 4 前項に規定する報告書には、当該調査のための試料の用に供された土石を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの当該調査の結果を証する書類（計量法第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。）を添付するものとする。

（水質の調査等を行う必要がない場合）

**第12条** 条例第14条第1項ただし書又は第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等を行う場合であって、第9条第3項に規定する書類により、搬入する土石が発生した場所及び当該土石が土石基準に適合することが確認できるとき。
- (2) 盛土等区域外への搬出を目的として盛土等（一定期間の経過後に当該盛土等を除却するものに限る。以下「一時堆積」という。）を行うとき。
- (3) 気象条件その他のやむを得ない事由により調査を行うことができないと知事が認めるとき。

（水質基準）

**第13条** 条例第14条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

（標識の寸法及び記載事項）

**第14条** 条例第15条の標識の寸法は、縦297ミリメートル以上、横420ミリメートル以上とするものとする。

- 2 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲

次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた年月日及び許可の番号並びに許可をした者
- (2) 条例第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（同条の許可を受けた者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3)・(4) （略）
- (5) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (6) 盛土等に用いられる土砂等の量（一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (7) （略）
- (8) 盛土等区域の見取図  
（条例第24条第1項及び第3項に規定する規則で定める情報）

**第23条** 条例第24条第1項及び第3項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 住民基本台帳法第7条第2号から第14号までに掲げる事項に係る情報
- (2) 盛土等に要する経費に係る情報  
（盛土等の完了等の届出に係る届出書）

**第24条** 条例第25条第1項の規定による完了の届出は、盛土等を完了した日から15日以内に、盛土等完了届出書（様式第20号）を提出して行うものとする。

- 2 条例第25条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、盛土等を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内に、盛土等を休止した場合にあつては休止した日から10日以内に、盛土等廃止（休止）届出書（様式第21号）を提出して行うものとする。

- 3 条例第25条第1項の規定による再開の届出

げる事項とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による届出をした年月日
- (2) 条例第9条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（同項の規定による届出をした者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3)・(4) （略）
- (5) 盛土等に用いられる土石の量（一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土石の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (6) （略）

（盛土等の完了等の届出に係る届出書）

**第15条** 条例第17条の規定による完了の届出は、盛土等を完了した日から起算して15日以内に、盛土等完了届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

- 2 条例第17条の規定による廃止又は休止の届出は、盛土等を廃止し、又は休止した日から起算して15日以内に、盛土等廃止（休止）届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

- 3 条例第17条の規定による再開の届出は、休

は、盛土等再開届出書（様式第22号）を提出して行うものとする。

（地位の承継の承認の申請書等）

**第25条** 条例第26条第2項の申請書は、盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（様式第23号）によるものとする。

**2** 条例第26条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 盛土等区域の位置及び規模
- (3) 管理事務所の所在地
- (4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- (5) 条例第26条第1項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員  
の氏名、住所、生年月日及び役職名
- (6) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに役員  
の氏名、住所、生年月日及び役職名）
- (7) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所、生年月日及び役職名
- (8) 承継の理由

**3** 条例第26条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第9条の許可に係る許可証の写し
- (2) 第6条第3項第1号から第4号まで及び第22号に掲げる書類
- (3) 条例第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る盛土等区

止した盛土等を再開した日から起算して15日以内に、盛土等再開届出書（様式第11号）を提出して行うものとする。

域の土地の所有権その他当該許可に係る盛土等を行う権原を取得したことを証する書類

**第5章 盛土等に同意をした土地の所有者の盛土等の状況の確認**

**第26条** 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

- (1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。
- (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。

**2** 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

**第6章 土砂等搬入禁止区域の指定の公示**

**第27条** 条例第32条第2項（条例第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積並びに指定の期間及び理由
- (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積

**第7章 雑則**

(立入検査等の身分証明書)

**第28条** 条例第32条第7項又は第35条第3項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員

(立入検査等の身分証明書)

**第16条** 条例第19条第3項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を

の携帯する身分を示す証明書（様式第24号）によるものとする。

（条例の適用除外となる市町の指定）

**第29条** 条例第38条の規定による指定は、県公報に登載して行うものとする。

（提出部数）

**第30条** （略）

#### 附 則

2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- (2) （略）
- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
- (4) （略）
- (5) 鉱業法第63条第1項の規定による届出
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (7) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (8)・(9) （略）
- (10) 地すべり等防止法第18条第1項の許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）
- (11) （略）
- (12) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
- (13)・(14) （略）
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可又は同条第3項

を示す証明書（様式第12号）によるものとする。

（条例の適用除外となる市町の指定）

**第17条** 条例第22条の規定による指定は、県公報に登載して行うものとする。

（提出部数）

**第18条** （略）

#### 附 則

2 条例附則第4項に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- (2) （略）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
- (4) （略）
- (5) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出
- (6) 採石法第33条の認可
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (8)・(9) （略）
- (10) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）
- (11) （略）
- (12) 砂利採取法第16条の認可
- (13)・(14) （略）
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1

の規定による届出

(16)・(17) (略)

(18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可又は同法第14条第1項の規定による届出

(19) (略)

(20) 静岡県土採取等規制条例第3条第1項又は第3項の規定による届出

(21) 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可

(22) (略)

3 条例附則第4項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) (略)

(2) 盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更

(3)～(5) (略)

別表第1 (略)

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
(略)		

別表第2 (第11条関係)

1 盛土等の高さ及び法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、安定計算によって安全性が確かめられたものであること。ただし、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に規定する第1種

項の許可又は同条第3項の規定による届出

(16)・(17) (略)

(18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の許可又は同法第14条第1項の規定による届出

(19) (略)

(20) 静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号)第3条第1項又は第3項の規定による届出

(21) 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)第3条第1項の許可

(22) (略)

3 条例附則第4項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) (略)

(2) 盛土等に用いられる土石の量を減少する変更及びこれに伴う盛土等の用に供する施設の構造等の変更

(3)～(5) (略)

別表第1 (略)

物質の種類	土石に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土石に含まれる物質の量に関する基準
(略)		

建設発生土、第2種建設発生土若しくは第3種建設発生土又はこれらに準ずるものを用いた盛土等のうち、当該盛土等の高さ及び法面の勾配が、土質の種類等に応じて適切に設定され、その高さが15メートル以下であり、かつ、その法面の勾配が30度以下であるものにあつては、この限りでない。

2 盛土等の高さが5メートル以上である場合にあつては、当該盛土等の高さ5メートルごとに小段を設け、当該小段に排水溝が設置されていること。なお、排水溝を含む小段の幅は、1.5メートル以上であること。

3 著しく傾斜している土地において盛土等をする場合にあつては、盛土等をする前の当該土地の地盤と盛土等とが接する面が滑り面とならないように、当該土地の地盤に段切りその他の措置が講ぜられていること。

4 盛土等に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、概ね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

5 盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第1項に規定する崖をいう。以下同じ。）の崖面（同項に規定する崖面をいう。以下同じ。）は、擁壁で覆われていること。

6 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の(1)から(4)までに該当することが確かめられたものであ

ること。

(1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

7 盛土等によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁であって高さが2メートルを超えるものの構造については、6によるほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

8 盛土等の法面は、これが崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されていること。

9 盛土等区域からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺地域の生活環境を阻害しないように、散水、防じん剤の散布その他の措置が講ぜられていること。

10 盛土等区域及び施設設置区域の地盤の沈下又はこれらの区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。

11 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（盛土等が行われている期間のみ設置される排水施設を含む。）が設置されていること。なお、当該排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の降雨強度を用いて算定した計画雨水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排

出することができるものであること。

12 地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがある場合にあっては、盛土等区域内の地下水を有効かつ適切に排出するように、必要な排水施設が設置されていること。なお、当該排水施設の管渠の勾配及び断面積は、盛土等区域及びその周辺地域の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができるものであること。

13 放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、盛土等区域内の排水を有効かつ適切に排出することができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、盛土等区域内の排水施設が下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されていること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、盛土等区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

14 盛土等区域外に土砂等が流出しないように、土砂等の流出を防止するための施設が設けられていること。

15 盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生しないように、沈砂池の設置等の防災に関する工事が盛土等に先行して実施されるものとなっていること。

### 別表第3（第11条関係）

1 盛土等の高さは、5メートル以下であること。

2 盛土等の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上である

こと。

3 盛土等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生するおそれがないものとして知事が認めるものにあつては、この限りでない。

4 別表第2の10、11及び13から15までに適合すること。

5 盛土等区域の周辺に、盛土等の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられていること。

**別表第4**（第21条関係）  
（略）

**別表第2**（第13条関係）  
（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第23号までを削り、附則の次に次の11様式を加える。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 }

盛土等を行いたいので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の目的		
盛土等区域の位置		
盛土等区域の規模	面積：	m <sup>2</sup>
盛土等に用いられる土石の量	m <sup>3</sup>	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
盛土等区域外に排出される水の水質の調査（分析調査）	<input type="checkbox"/> 必要	盛土等区域外に排出される水を採取する地点の位置図のとおり
	<input type="checkbox"/> 不要	規則第12条各号のいずれかに該当
盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査（分析調査）	<input type="checkbox"/> 必要	試料の用に供される土石を採取する地点の位置図のとおり
	<input type="checkbox"/> 不要	規則第12条第1号又は第2号に該当

宅地造成及び特定盛土等規制法の手続の状況	許可申請 <input type="checkbox"/> （第12条第1項、第30条第1項）	年 月 日（済・予定）
	許可の特例 <input type="checkbox"/> （第15条第2項、第34条第2項）	都市計画法第29条の許可申請 年 月 日（済・予定）

周辺地域の住民への周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催
	<input type="checkbox"/> 盛土等の内容を記載した書面の配布
	<input type="checkbox"/> 盛土等の内容の掲示及びインターネットへの掲載

(注)

- 1 条例第9条第1項第2号の規定による届出の場合は、「周辺地域の住民への周知の方法」欄に記載するとともに、付表2を添付すること。
- 2 盛土等区域外に排出される水を採取する地点の位置図とは、採水する位置（地下水排除工の吐出口に限る。）を示した地下水排除工の配置が分かる平面図、排水計画図、防災計画構造図等をいう。
- 3 試料の用に供される土石を採取する地点の位置図とは、知事が別に定めるところにより、盛土等区域を区分した上で、土石を採取する地点を記載した位置図、平面図等をいう。

付表 1

盛土等に用いられる土石の搬入に関する計画

土石を発生させた者の氏名又は名称		土石の発生場所	
1日当たりの最大の搬入予定量	m <sup>3</sup> /日		
搬入する曜日及び時間	曜日 時 分 ~ 時 分		
搬入する土石の種類	<input type="checkbox"/>	土石（改良土及び再生土を除く。）	
	<input type="checkbox"/>	改良土	
	<input type="checkbox"/>	再生土	
土石基準に適合することの確認の方法			
備考			

付表 2

周辺地域の住民への周知

周知の対象となる周辺地域の範囲			
周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催		
	開催日時		
	開催場所		
	説明者の役職及び氏名		
	出席した住民の数		
	<input type="checkbox"/> 盛土等の内容を記載した書面の配布		
	配布時期		
	配布方法		
	配布部数		
	<input type="checkbox"/> 盛土等の内容の掲示及びインターネットへの掲載		
	掲示期間		
	掲示場所		
	インターネットへの掲載期間		
	ウェブページのURL		
	周知した盛土等の内容		
	特記事項		

(注) 条例第9条第1項第2号の規定による届出の場合のみ作成すること。

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

届出をした事項の変更をしたいので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の届出年月日		年 月 日
盛土等の目的		
盛土等区域の位置		
変更予定年月日		年 月 日
変更事項	変更前	
	変更後	

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等着手届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等に着手したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
着手年月日	年 月 日
盛土等区域外に排出される水の水質の調査（分析調査）の実施予定時期	毎年 月及び 月（6か月ごと）
盛土等区域の土地の土壌の汚染の状況の調査（分析調査）の実施予定時期	毎年 月及び 月（6か月ごと）



様式第5号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土石搬入報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第13条第1項の規定により、土石が発生した場所及び土石が土石基準に適合することを確認したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告します。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土石の発生場所	
搬入する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土石（改良土及び再生土を除く。）
	<input type="checkbox"/> 改良土
	<input type="checkbox"/> 再生土
土石の搬入予定量	m <sup>3</sup>
土石基準に適合することの確認の方法	<input type="checkbox"/> 土地の利用状況等の調査の結果
	<input type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況の調査（分析調査）の結果
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画等
	<input type="checkbox"/> 採石法又は砂利採取法の認可書
	<input type="checkbox"/> 土石搬入状況一覧表（様式第6号）

(注) 「土石基準に適合することの確認の方法」欄で、土石搬入状況一覧表を選択した場合は、「搬入する土石の種類」欄及び「土石の搬入予定量」欄の記載は不要とする。

土石搬入状況一覧表

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 }

盛土等区域の位置 :

番号	受付日	土石を発生させた者	土石の発生場所	土石の発生場所で行われる行為	搬出する土石の種類	搬入期間		搬入予定量 (m <sup>3</sup> )	土石基準に適合することを確認した書類	土地の利用状況等の調査の内容				備考	
						自	至			位置図による発生場所の確認の可否	発生場所の土地利用状況等の確認資料	発生場所の土地利用の状況			土壌の分析調査の実施の有無
												現況	過去		
合計															

(注)

- 1 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 2 様式の中の行数は例示であって、不足する場合は、別葉とすること。この場合においては、右上にページ数を記載すること。
- 3 「土石の発生場所」欄には、市町名、大字（可能であれば地番）を記載すること。
- 4 「搬入期間」欄は、土石発生元証明書（様式第4号）に記載されている盛土等の届出をした者に搬出する期間を記載すること。
- 5 「搬入予定量」欄は、土石発生元証明書に記載されている搬出する土石の量を記載すること。
- 6 「土石基準に適合することを確認した書類」欄には、規則第9条第2項各号に掲げる書類の名称を記載すること。土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類により、当該土石が土石基準に適合することを確認した場合には、「土地の利用状況等の調査の内容」欄に当該書類により確認した内容を記載し、この調査に合わせて行われた土壌の分析調査の実施の有無を記載すること。
- 7 「発生場所の土地の利用状況等の確認資料」欄には、土地の登記事項証明書、現在と過去の航空写真及び聴取の結果のいずれか主たる確認資料の名称を記載すること。
- 8 「発生場所の土地の利用状況」欄には、田、畑、山林、宅地、道路、歩道、河川、水路又は工場・事業場（特定有害物質の取扱いの有無）のいずれかを記載すること。

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水質調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第14条 第1項 の規定により、水質の調査の結果  
第2項

を次のとおり報告します。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
着手年月日	年 月 日
調査時期の区分	<input type="checkbox"/> 定期（第 回）
	<input type="checkbox"/> 完了
	<input type="checkbox"/> 廃止（休止）
盛土等区域外に排出される水を採取した年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 盛土等区域外に排出される水を採取した地点の位置図
	<input type="checkbox"/> 水を採取した状況を示す写真
	<input type="checkbox"/> 計量証明書

（注） 盛土等区域外に排出される水を採取した地点の位置図とは、採水した位置（地下水排除工の吐出口に限る。）を示した地下水排除工の配置が分かる平面図、排水計画図、防災計画構造図等をいう。

様式第8号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土壤汚染状況調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第14条 第1項 の規定により、土壤の汚染の状況  
第2項

の調査の結果を次のとおり報告します。

盛土等の届出年月日	年 月 日		
盛土等の目的			
盛土等区域の位置			
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
着手年月日	年 月 日		
調査時期の区分及び分析の 手法	<input type="checkbox"/>	定期（第 回）	スクリーニング分析
	<input type="checkbox"/>	完了	5点混合分析
	<input type="checkbox"/>	廃止（休止）	
試料の用に供される土石を 採取した年月日	年 月 日		
試料の用に供される土石を 採取した方法等	盛土等の面積：		m <sup>2</sup>
	区域数：		区域
	深さ：		cm
添付書類	<input type="checkbox"/>	試料の用に供される土石を採取した地点の位置図	
	<input type="checkbox"/>	試料の用に供される土石を採取した位置、深さ及び状況を示す 写真	
	<input type="checkbox"/>	計量証明書	

（注） 試料の用に供される土石を採取した地点の位置図とは、知事が別に定めるところにより、盛土等  
区域を区分した上で、土石を採取した地点を記載した位置図、平面図等をいう。

様式第9号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等完了届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を完了したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
盛土等を完了した年月日	年 月 日

(注) 水質の調査等を行う必要がある場合は、当該水質の調査等の結果が判明した日から1月以内に、水質調査報告書（様式第7号）及び土壌汚染状況調査報告書（様式第8号）を提出すること。

様式第10号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等廃止（休止）届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を廃止（休止）したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日
盛土等を廃止した年月日 (休止しようとする期間)	年 月 日 (休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
廃止（休止）の理由	

(注) 水質の調査等を行う必要がある場合は、当該水質の調査等の結果が判明した日から1月以内に、水質調査報告書（様式第7号）及び土壌汚染状況調査報告書（様式第8号）を提出すること。

様式第11号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等再開届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

盛土等を再開したので、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

盛土等の届出年月日	年 月 日
盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等の休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
盛土等を再開した年月日	年 月 日

様式第24号中「第28条」を「第16条」に改め、同様式を様式第12号とする。

**附 則**

この規則は、令和7年5月26日から施行する。